

第5章 今後の課題及び推進方策

1 県民の健康の保持の推進

- 第3期鹿児島県医療費適正化計画における特定健康診査実施率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群者の減少率の目標については、それぞれ実績との差異が大きいことから、引き続き第4期鹿児島県医療費適正化計画においても、実施率・減少率の向上に向けて、関係者が一体となって取り組む必要があります。
- 生活習慣病については、令和3年の75歳未満の脳血管疾患の年齢調整死亡率は男女ともに目標値を下回っていますが、死亡率は九州で最も高い値で推移しています。また、要介護状態の主な要因にもなっています。こうしたことも踏まえ、引き続き第4期鹿児島県医療費適正化計画においても、健康寿命の延伸・QOLの向上をめざし、生活習慣病の重症化予防等継続した取組を推進する必要があります。

2 医療の効率的な提供の推進

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和27年(2045)年には本県の人口は120万人となり、現在と比べ約30%減少し、年少人口及び生産年齢人口の減少と老年人口の増加により、約4割が65歳以上の高齢者となる見込みのため、第4期医療費適正化計画においては、地域医療構想に基づく病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進を目指す必要があります。
- また、第3期医療費適正化計画における、令和5年度までに後発医薬品の使用割合を80%とするという目標は達成されました。今後も医薬品安定供給を考慮した上で、後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進を推進します。

3 今後の対応

- 1及び2等に対応するため、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に取り組む必要があります。第4期鹿児島県医療費適正化計画においては、高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進、医療資源の効果的・効率的な活用や医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進といった取組を新たに記載しており、このような取組の実施や進捗状況についての分析を行います。